

別紙「添付・付属書類一覧」

① 変更後に遅滞なく届け出る事項	
法第26条第3項第1号	必要となる添付書類等
(個人の場合) ・氏名 ・住所	・土業の場合は、各所属団体が発行する証明書等の正本1部、写し1部(税理士証票など、写し2部の提出で足りる場合もあります)。 ・土業以外の場合は、変更内容が確認できる書類(青色申告書や確定申告など)の写し2部
(法人の場合) ・代表者氏名 ・法人名称 ・住所(主たる事務所の所在地)	・登記簿謄本又は履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書の正本1部、写し1部(変更後の代表者の氏名に加え、フリガナ、性別、生年月日、住所(自宅)を記載すること)。
法第26条第3項第2号	必要となる添付書類等
・事務所の所在地 (従たる事務所も含む)	・法人の場合は、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書の正本1部、写し1部。 ・個人の土業の場合は、各所属団体が発行する証明書等の正本1部、写し1部(税理士証票など、写し2部の提出で足りる場合もあります)。 ・個人の土業以外の場合は、変更内容が確認できる書類(青色申告書や確定申告など)の写し2部。
② 変更前にあらかじめ届け出る事項	
法第26条第3項第3号イ	必要となる添付書類等
・取り扱うことができる相談内容	不要
法第26条第3項第3号ロ	必要となる添付書類等
・統括責任者、統括責任者を補佐する者	・実務経験証明書の正本1部、写し1部 ・専門的知識を有する証明書(※2)の正本1部、写し1部 ・支援者からの関与を有する証明書(※3)の正本1部、写し1部 ・実践力判定試験合格証書(※4)の写し2部 ・専門的知識判定試験合格証書(※4)の写し2部 (※2)変更対象者が、「2. 経営革新計画等の策定を行う際に、主たる支援者として関与した計画」における、「主たる支援者の氏名」に該当する場合であって、変更することにより認定基準を満たさなくなる場合に限る。なお、認定書等の写し添付が必要。 (※3)「専門的知識を有する証明書」を提出する場合に限る。 (※4)認定に際し、独立行政法人中小企業基盤整備機構の研修を受講し、試験に合格した場合であって、変更することにより、認定基準を満たさなくなる場合に限る。 ・なお、あらかじめ届け出ることが難しい場合は、事後は発生後に早急に届け出ること。
・役員	・登記簿謄本又は履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書の正本1部、写し1部(変更後の役員の氏名に加え、フリガナ、性別、生年月日、住所(自宅)を記載すること)。 【留意点】 ・ここでいう変更の対象は、登記簿謄本等に掲載されている役員に限る。また、同じ役員の役職(例：常務取締役→専務取締役)や住所(自宅)にのみ変更が生じた場合は、届出不要。あらかじめ届け出ることが難しい場合、変更後の登記簿等が準備できた段階で、早急に届け出ること。
・支援業務窓口	不要 【留意事項】 ・ここでいう変更の対象は、窓口の名称変更、追加、廃止、統合等を含む。 ・支援業務窓口の変更に伴い、電話番号、取り扱うことのできる相談内容等に変更が生じた場合、当該変更内容についても併せて記載すること。

- (注1)「代表者の氏名」は「役員」の氏名にも該当するが、「①変更後に遅滞なく届け出る事項」と「②変更前にあらかじめ届け出る事項」の2回に分けて届け出る必要はなく、書類が揃い次第、1回にまとめて届け出ることも可とする。
- (注2)主たる事務所でのみ経営革新等支援業務を行っており、当該事務所の所在地に変更が生じた場合、法第26条第3項第1号に規定する「住所」、または法第26条第3項第2号に規定する「事務所の所在地」のどちらか1つの変更を届け出ることで足りる。
- (注3)認定または更新申請の際に、変更後の支店名、所在地、電話番号に関する情報が掲載されるHPのリンク先を、主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局または財務局に届け出ている場合には、書面での届出に替え、簡易な方法（電子メール）での届出とすることも可とする。
- (注4)役員（代表者を除く）に変更が生じたときの届出は、原則として、文書により行うものとする。ただし、他の法令や定款等で反社会的勢力等を排除するための欠格条項等についての定めがあり役員構成の記載を省略している場合にはこの限りではない。
- (注5)事務所の所在地の変更に伴い、事務所の名称、支援業務窓口、電話番号、取り扱うことのできる相談内容等に変更が生じた場合、当該変更内容についても併せて記載すること。この場合、「①変更後に遅滞なく届け出る事項」と「②変更前にあらかじめ届け出る事項」の2回に分けて届け出る必要はなく、書類が揃い次第、1回にまとめて届け出ることも可とする。